

農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

令和 7 年 9 月 3 日

農林水産省

2020 年 10 月、政府は、2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロ、すなわち「2050 年カーボンニュートラル」を目指すこととし、2021 年 4 月の地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言した。

この「2050 年カーボンニュートラル」が基本理念として位置付けられた地球温暖化対策推進法（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成 27 年 12 月 22 日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）が策定された。

「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）においては、2050 年目標と整合的で野心的な目標として、我が国は、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしている。また、世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035 年度、2040 年度に、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指すこととしている。

これらを受け、政府自らがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のための措置を率先して実行するため、地球温暖化対策推進法に基づき「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）が策定された。

農林水産省においては、2021 年 5 月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」（以下「みどり戦略」という。）を策定し、調達、生産、加工・流通、消費に至る食料システムの各段階での課題の解決に向けた行動変容を促すとともに、2050 年までに目指す姿として、農林水産業における CO₂ ゼロエミッション化の実現など 14 の K P I （“Key Performance Indicator（重要達成度指標）”の略）を掲げた。また、農林水産省では、新たな「地球温暖化対策計画」やみどり戦略等を踏まえ、農林水産分野における地球温暖化対策を最大限推進していく観点から、2025 年 4 月 15 日、「農林水産省地球温暖化対策計画」（以下「省温対計画」という。）を改定した。

さらに、2024 年 5 月、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）が四半世紀ぶりに改正され、みどり戦略等に基づいて、気候変動対策も含めた食料・農林水

産業の環境負荷低減に向けた取組を進めていくべく、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たな基本理念として位置付けられた。

こうしたことを踏まえ、農林水産省として温室効果ガスの排出削減に向けた取組を率先実行していくため、政府実行計画に基づき、農林水産省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

第1 実施計画の対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、農林水産省が行う全ての事務及び事業を対象とする。

なお、農林水産省所管の独立行政法人及び特殊法人については、第7に基づき取組を行うこととする。

第2 実施計画の期間

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。

第3 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、農林水産省の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とする。

この目標は、農林水産省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

なお、農林水産省の船舶（用船を含む。）の使用に伴う排出については、2030年度までは上記の削減目標の対象外とする。これらの活動からの排出量削減に向けては、まずは実行可能な削減対策に率先して取り組むとともに、排出量の把握を行い取組の進捗状況を点検することとする。

第4 個別対策に関する目標

1 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040年度には100%設置されることを目指す。

2 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。

また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

3 電動車の導入

農林水産省の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4 LED照明の導入

既存設備を含めた農林水産省のLED照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。

5 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達

2030 年度までに農林水産省で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。また、2030 年度以降について、再生可能エネルギー電力を 60%以上調達した上で、2040 年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

第5 措置の内容

政府実行計画に定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。なお、取組を実施するために有効な具体的、細目的な措置及び技術的支援の在り方並びに効果的な取組に関する情報提供等について、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において決定・提示があった場合には、それを踏まえることとする。

1 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

農林水産省が保有する建築物及び土地について、太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。また、地方公共団体等が保有する施設についても取組が進むよう、農林水産省において必要な支援や助言に努める。

（1）太陽光発電の最大限の導入

農林水産省が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備が設置され、2040 年度には 100%設置

されることを目指す。その際、PPAモデル¹の活用も検討する。

なお、設置可能でないと判断された場合には、その理由を整理するとともに、技術開発等を踏まえ適時適切に見直しを行う。

ア 農林水産省が新築する庁舎等の建築物における整備

農林水産省が新築する庁舎等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 農林水産省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

農林水産省が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き²、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえ、保有する建築物等への導入を目指すこととする。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入する。

また、地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱、積雪地域に无尽蔵に存在する雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日建設省告示第2379号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年5月27日国土交通省告示第551号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築

¹ PPAモデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、需要家が発電した電気を設置した事業者から購入し、電気使用料を事業者に支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しないわけではないことに留意が必要。

² 早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。

物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）等の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

（１）建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

イ 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当³以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。⁴また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

ウ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築及び大規模改修時においては、建築物省エネ法に定める省エネルギー基準に適合するよう、省エネルギー性能向上のための措置を講ずるものとする。

エ 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。

オ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、冷却性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に早期に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減するため、常時監視システムの率先的な導入に努める。

カ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理⁵を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。

キ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェ

³ ZEB Oriented 相当：建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じてそれぞれ次の値を満たすものとする。

・ ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等：現行の省エネ基準値から 30%削減（BEI=0.7）

・ 事務所、学校、工場等：現行の省エネ基準値から 40%削減（BEI=0.6）

⁴ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上 100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義している。

⁵ 人事院規則 10－4（職員の保健及び安全保持）（昭和 48 年人事院規則 10－4）及び事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意が必要。

ネレーションを積極的に導入する。

ク 温室効果ガスの更なる削減に向けて、燃料使用からの温室効果ガス削減に向けた取組を進めていく必要がある。燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の取組を進める。

ケ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

コ 農林水産省において、大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する⁶。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期を踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。その際、E S C O⁷の活用を検討する。

サ エネルギー管理の徹底を図るため、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム（B E M S）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。効率的な運用改善の取組を促進するため、B E M Sにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータ及び活用結果をホームページにおいて公表する等、情報公開を図る。

（２）建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

ア 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

（ア）温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。

（イ）建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。

（ウ）温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。

（エ）H F Cを使用しない断熱材の利用を促進する。

（オ）業務用エアコンの冷媒に用いられているH F Cについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にH F Cを適切に回収する。

（カ）建設廃棄物の抑制を図る。

（キ）脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。

イ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図る。

⁶ 政府実行計画等を踏まえつつ、農林水産省においては、延床面積等が大規模な庁舎に対し実施するほか、これに限らず、抽出した代表的な施設に対して実施する（別表１～３）。

⁷ 事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業。

ウ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和 3 年 10 月 1 日 木材利用促進本部決定）に基づき、公共建築物について、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造化を図り、また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

また、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律の基本方針に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に則して合法性が確認された木材又は間伐材（以下「合法木材等」という。）での木造化及び内装等の木質化に取り組む。

さらに、公共土木工事の実施に当たっては、合法木材等を利用した工事を積極的に推進する。

これらの取組は、「農林水産省木材利用推進計画」（平成 22 年 12 月策定、令和 4 年 4 月最終改定）に基づき、農林水産省自らが率先して推進する。

エ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

（3）新しい技術の率先的導入など 2050 年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

（1）電動車の導入

農林水産省の公用車については、代替可能な電動車⁸がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

⁸ 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯すること等によりエネルギー使用量の抑制を図る。

(3) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

ア 2030年度までに農林水産省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。なお、この目標(60%)を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

イ 2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮⁹しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

ア エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。

イ 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) GX製品¹⁰の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、農林水産省の事務及び事業における率先調達に取り組む。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

(ア) ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

(イ) 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

⁹ DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、十分な脱炭素電源が確保できなかったが故に国内においてデータセンターや半導体工場などの投資機会が失われ、我が国の経済成長や産業競争力強化の機会が失われることは厳に避ける必要がある。こうした状況を前提に、政府において電力調達を進める。

¹⁰ ここでは、企業の脱炭素投資によって生み出された製品単位の温室効果ガス排出削減量(自社内の排出量を削減した製品単位の排出削減量(削減実績量)や、自社の製品・サービスを通じて原材料調達から製造、使用、廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体で排出削減された製品単位の排出削減量(削減貢献量))のより大きいもの、ライフサイクル全体を通しての温室効果ガス排出量(カーボンフットプリント)のより小さいものについての価値に着目し、これらを総称することとする。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース製品及びリユース可能な製品並びにリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、審議会等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

オ 再生紙の使用等

間伐材パルプ及び古紙パルプ配合率のより高いコピー用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等については、合法木材等や再生紙を使用した紙又は森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。

カ 合法木材等、再生品等の活用

合法木材等や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

特に合法木材等については、「農林水産省木材利用推進計画」に基づき、農林水産省自らが率先して利用拡大に取り組む。

(ア) 合法木材等を使用した紙製品の使用を進める。

(イ) 紙製ファイル、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、絵筆、カードケース、額縁、ごみ箱及び名札（机上用、衣服取付型、首下型）については、合法木材等を使用した製品をそれぞれ優先的に選択する。

(ウ) 事務机及び会議机については、合法木材等を使用した製品を優先的に選択する。

(エ) 庁舎内の食堂等において割り箸を使用する際は、合法木材等を使用した製品の利用を呼びかける。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

(ア) 庁舎内の自動販売機の省エネルギー化を行い、HFCを使用しない機器及び調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。

(イ) コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

ク フロン類の排出の抑制

(ア) 業務用ヒートポンプ給湯器、コンビニエンスストアなどの庁舎内の売店における冷凍・冷蔵ショーケース、路面の融雪設備などについて、自然冷媒な

どの低GWP冷媒を使用する製品を率先して導入する。

(イ) 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、コンビニエンスストアなどの庁舎内のテナントを含めて冷媒にHFCを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。

(ウ) 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて1年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000 t（CO₂換算）を超えてしまった場合には農林水産大臣に報告をする。

(エ) 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。

(オ) 冷媒にHFCを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとり冷媒回収を徹底する。

(カ) 庁舎や研修施設などにおいて、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとり適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたSF₆について、回収・破壊等を行うよう努める。

コ CO₂吸収型コンクリートの活用

CO₂吸収型コンクリートについて、率先調達に努める。

サ 農場等における取組

省温対計画も踏まえ、施設園芸、農林業機械及び船舶の省エネルギー対策、水稻作に伴い発生するメタン（CH₄）の排出削減対策、施肥に伴う一酸化二窒素（N₂O）の削減対策等に取り組む。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

ア 庁舎等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年環境省告示第49号）等にとり3R（発生抑制(Reduce)、

再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)) + Renewable (バイオマス化・再生材利用等) の徹底を図り、サーキュラーエコノミー (循環経済) を総合的に推進する。

イ 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月31日)に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にのっとり、排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。

ウ 特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月28日閣議決定)にのっとり、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

エ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。

オ 食べ残し、食品^{ぎんし}残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

(2) 森林の整備・保全の推進

対象となる森林について、適切な森林の整備や管理・保全等を実施し、中長期的な森林吸収量の確保を図る。

(3) 農林水産省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

農林水産省が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。また、農林水産省が後援等をする民間のイベントにおいても、これらの取組が行われるよう促す。

(4) 農林水産省の事務・事業における Scope 3 排出量¹¹への配慮

農林水産省の事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

¹¹ 直接排出量 (Scope 1)、エネルギー起源間接排出量 (Scope 2) 以外の組織のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量。

(3) 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)¹²を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

第6 農林水産省の実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

農林水産省の実施計画の推進のため、農林水産省実施計画推進本部（以下「推進本部」という。）及び実施計画推進のための事務局（以下「推進事務局」という。）を設け、その運営について次のとおり定める。

1 推進本部の体制

(1) 本部長は、大臣官房審議官（技術・環境）をもって充てる。

(2) 副本部長は、大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房参事官(経理)をもって充てる。

(3) 委員は、(1) 及び (2) に掲げる者並びに次に掲げる者をもって充てるほか、本部長は、臨時に委員を指名することができる。

大臣官房秘書課長

大臣官房文書課長

大臣官房予算課長

大臣官房政策課長

大臣官房広報評価課長

大臣官房地方課長

大臣官房参事官（デジタル戦略）

新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長

統計部管理課長

検査・監察部調整・監察課長

消費・安全局総務課長

輸出・国際局総務課長

農産局総務課長

畜産局総務課長

経営局総務課長

農村振興局総務課長

農林水産技術会議事務局研究調整課長

林野庁林政部林政課長

水産庁漁政部漁政課長

¹² 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容、ライフスタイル転換を後押しするための国民運動。

2 推進本部の業務

推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 実施計画の改定案の作成に関すること。
- (2) 実施計画の推進に関すること。
- (3) 実施計画の評価・点検及びその公表に関すること。

3 実施計画の評価・点検に当たっての各委員の役割

以下の組織・施設を担当する委員は、当該組織・施設における燃料等使用量の把握、評価・点検の周知、注意喚起を行う。

- (1) 本省庁舎：大臣官房参事官（経理）
- (2) 農林水産政策研究所：大臣官房政策課長
- (3) 農林水産研修所：大臣官房秘書課長
- (4) 地方農政局、北海道農政事務所：大臣官房地方課長、大臣官房参事官（経理）
- (5) 植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所：消費・安全局総務課長
- (6) 農林水産技術会議事務局産学連携支援センター：農林水産技術会議事務局研究調整課長
- (7) 森林管理局、森林技術総合研修所：林野庁林政部林政課長
- (8) 漁業調整事務所、水産庁船舶：水産庁漁政部漁政課長

4 推進本部の庶務

推進本部の庶務は、大臣官房参事官（経理）において処理する。

5 推進事務局の体制

- (1) 推進事務局長は、大臣官房参事官（経理）をもって充てる。
- (2) 推進事務局に部局環境管理責任者、部局環境管理推進員、地方部局環境管理責任者、地方部局環境管理推進員を置くこととし、それぞれ表1の部局環境管理責任者の欄、部局環境管理推進員の欄、表2の地方部局環境管理責任者の欄、地方部局環境管理推進員の欄に掲げる組織等毎に、本省庁舎においては部局環境管理責任者が、その他の組織等においては地方部局環境管理責任者が選任する者をもって充てる。
- (3) 推進事務局に環境推進員を置くこととし、表1及び表2の右欄に掲げる組織等毎に、本省庁舎においては部局環境管理責任者が、その他の組織等においては、地方部局環境管理責任者が選任する者をもって充てる。

表 1

組織・施設	部局環境管理責任者	部局環境管理推進員	環境推進員を置く組織等
本省庁舎	推進本部委員	推進本部委員の課等の担当課長補佐等	本省の課及び課に相当する組織

表 2

組織・施設	地方部局環境管理責任者	地方部局環境管理推進員	環境推進員を置く組織等
農林水産政策研究所	所長	会計課長	農林水産政策研究所
農林水産研修所	所長	総務課長	農林水産研修所、つくば館、つくば館水戸は場
地方農政局	各局長	各会計課長	各地方農政局、各県拠点、各事務所及び各事業所
北海道農政事務所	所長	会計課長	北海道農政事務所、各地域拠点
植物防疫所	各所長	各会計課長 (名古屋、門司は庶務課長)	各植物防疫所
那覇植物防疫事務所	所長	庶務課長	那覇植物防疫事務所
動物検疫所	所長	会計課長	動物検疫所及び各支所
動物医薬品検査所	所長	会計課長	動物医薬品検査所
筑波産学連携支援センター	センター長	管理課長	筑波産学連携支援センター
森林管理局	各局長	各経理課長	各森林管理局、各森林管理署
森林技術総合研修所	所長	総務課長	森林技術総合研修所
漁業調整事務所	各所長	各総務課長 (北海道、仙台、新潟、境港は所長)	各漁業調整事務所

6 推進事務局の業務

推進事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 実施計画の進捗状況の確認及び点検に関すること。
- (2) 実施計画の評価案の作成と推進本部への報告に関すること。
- (3) 具体的推進施策の検討、実施に関すること。
- (4) その他実施計画の推進に係る連絡調整に関すること。

7 点検・公表

本計画の点検結果については、毎年度、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて地球温暖化対策推進本部幹事会に報告し、取りまとめ結果をホームページ等適切な方法を通じ公表する。

第7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

農林水産省が所管する独立行政法人及び特殊法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促す。また、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組の点検については、第6の実施状況の点検を通じて行う。

別表1～3 省エネルギー診断の実施対象施設（実施済みのものも含む。）

○別表1 大規模な庁舎（中央官庁庁舎及び延床面積が5万㎡以上の地方庁舎）

施 設 名	住 所
① 中央合同庁舎第1号館	東京都千代田区霞が関1丁目2-1

○別表2 延床面積が1万㎡以上の地方庁舎

施 設 名	住 所
①筑波産学連携支援センター（共同利用施設）	茨城県つくば市観音台2丁目1-9
②京都農林水産総合庁舎	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町102
③岡山第2地方合同庁舎	岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1

○別表3 1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設

施 設 名	住 所
④関東森林管理局庁舎	群馬県前橋市岩神町4丁目16-25
⑤北見地方合同庁舎	北海道北見市青葉町6番8号
⑥東北農政局土地改良技術事務所庁舎	宮城県仙台市宮城野区幸町3丁目14-1
⑦宮崎県拠点庁舎	宮崎県宮崎市老松2丁目3-17

⑧徳島県拠点庁舎	徳島県徳島市中昭和町 2 丁目 32 番地
⑨東北森林管理局庁舎	秋田県秋田市中通 5 丁目 9-16
⑩農林水産研修所庁舎	東京都八王子市廿里町 36-1
⑪農林水産研修所つくば館水戸ほ場庁舎	茨城県水戸市鯉淵町 5930-1
⑫農林水産研修所つくば館庁舎	茨城県つくば市榎戸 748 番 1
⑬森林技術総合研修所	東京都八王子市廿里町 1833-94

※上記に記載した施設以外に、以下①～③のいずれかに該当する施設を新たに管理する場合は、原則として、該当施設を省エネルギー診断の実施対象施設に加えるものとする。

- ① 大規模な庁舎（中央官庁庁舎及び延床面積が 5 万 m²以上の地方庁舎）
- ② 延床面積が 1 万 m²以上の地方庁舎
- ③ 1 万平 m²未満の施設から抽出した代表的な施設